

【コラム】「竹島」渡海の実際（寛文6年の事例）

実際の「竹島」渡海はどのように行なわれていたのだろうか。ここではたまたま渡海船が「竹島」からの帰路で遭難し、朝鮮に漂着して乗組員や積荷の記録などが残されたためやや詳しくわかる寛文6（1666）年の場合を再現してみよう。

この年は、大谷家の順番にあたっていた。船は13反帆の船2隻【注1】、乗組人数は大谷九右衛門の手代・次郎兵衛（35歳）を上乗（総指揮者）とする総勢50人だった。なお後年には、船は毎回1隻、人数は22人程度になったという。

2月3日米子を出帆し、出雲国雲津を経て同13日隠岐に着いた【注2】。渡海船はここで順風を待ち、4月6日に隠岐を出帆し翌々日「竹島」に着いた。

無人島化されていた「竹島」には、大竹や櫻、松、桐などの大木が密林をなし漢方薬になる人参や各種の薬草類も自生していたので、大木を伐採したり薬草類を薬種として採集したりした。また海岸では主にアワビを探り、それを串アワビや丸干しアワビ等に加工した。さらに「竹島」と「松島」の海岸はアシカ類の繁殖地となっていて季節的に夥しい頭数が集まって来ていたので、鉄砲（藩から7、8丁を借りていた）を使ったアシカ猟を行ない、皮を剥いで加工したり獸油をとって樽に詰めたりした。

「竹島」には浦ごとに小屋が建てられ、漁撈に使う小舟や道具類は帰る時小屋に保管していた。航海にかかる経費の一部は「御城銀」（藩からの前借り）。寛文3年の例では丁銀1.5貫目で賄い、その分は帰帆後藩に串アワビ等を納めて清算していた。またこの寛文6年の渡海では「竹島」現地で15反帆の船1隻を新造している。

帰路は、新造船も加え合せて3隻に分乗して7月3日に「竹島」を出帆したが、翌4日昼頃激しい暴風となって遭難し、新造船の1隻だけが5日の夜に「チャンギリ」という所に漂着した。乗組みの22人は近くの村人らに救助され、通報により出向してきた役人から事情聴取を受けた後、蔚山を経て釜山に護送された。この漂流民たちは、釜山からは対馬藩によって日本に送還され、翌年2月鳥取藩大坂屋敷に到着した。

朝鮮で救助された乗組員の構成を見ると、上乗1、船頭1、鉄砲打2、アワビ突3、鍛冶2、舟大工・桶大工・楫取各1、水夫10の計22人。またその出身地の内訳は、伯耆国13、隠岐国9であった。漂着船の積荷の内訳は、串アワビ60連、ミチ（アシカ）の皮350張、ミチの油70樽、材木9株であったという。なお、残りの船は行方不明となった。（日付・人名等は「大谷船漂到朝鮮國」：岡嶋正義『竹島考』所収に拠った）

【注1】「13反帆」とは、帆の横幅が帆布13反分ある帆という意味で、これで船の大きさをあらわした。帆布1反の横幅は2~3尺と一定しなかったが、仮に2.5尺（約76cm）で計算すると、13反帆船の帆幅は約10メートルになる。そして帆の大きさと船の大きさはだいたい比例したので、江戸時代の人なら「何反帆の船」と聞けば何石積みの船か、ほぼ見当がついたという。ちなみに17世紀頃の13反帆船は、300~400石船に相当したようだ（須藤利一編『船』p.169~172）

【注2】隠岐での寄港地は島前・西ノ島の波止（焼火神社）と島後の福浦。隠岐からはアワビ突きの漁師や水夫などが乗り込んだ。渡海船は、福浦港で強い南風を待ち一気に大海原を渡ったという。

《補論1》「松島」渡海の可能性はあったか

江戸時代の「竹島」渡海禁止令（1696年）の後の「松島」（現在の竹島=独島）単独での渡海、すなわち「松島開発」について、川上健三は次のように述べている。

「開発の事実について積極的な証拠をあげることは困難である。・（中略）・しかし、松島の所在を知り、また、鬱陵島ほどではないにしても、それがアワビやアシカの漁場として価値あることを承知していた隠岐島民等が、時に応じてこれを利用開発していたとすることは決して無理な推測ではないと考える」（川上健三『竹島の歴史地理学的研究』、p.192）

この川上健三の「推測」には、その根拠が示されているわけではないので具体的に検討することはできないが、「松島」の自然条件や江戸時代の漁業の実態また当時の航海術の水準から考えて、この「推測」は現実を見ない抽象論、観念論といわざるを得ないと思う。

たとえば「松島」（今の竹島=独島）には、船をしっかりと繫留できる入江もなく真水が得られる適当な水源もない。まさに岩礁群といってよい小さな島である。この「松島」（現在の竹島=独島）の自然条件の厳しさについては、川上健三自身がその著書の巻頭で次のように解説しているのである。

「周囲は断崖絶壁をなし、平地としては、二島間の水道の両側にわずかに二、三箇所の狭小な磯浜があるが、風波のはげしい時には海潮をまぬかれることはできない。海岸は奇観の洞窟に富んでいるが、船舶の锚泊適地がなく、一朝暴風ともなれば、漁舟すら避難するところもない」（川上健三・前掲書、p.1）

このような自然条件の「松島」に渡航しても、同島単独でアワビ漁やアシカ猟を行うのは相当難しかったであろうと想像される。その点について以下具体的に検討しておきたい。

1. 魚介の加工方法から浮んでくる問題点

現代の漁業では、冷蔵・冷凍設備の完備した漁船や運搬船・航空機などを使うので、どんなに遠洋で操業しても獲った魚介類の鮮度低下を心配する必要はほとんどない。そのため忘がちになるが、江戸時代の漁業では漁で獲った魚介類を生のまま遠方に運び販売することはほとんどなかつたし、何よりも出来なかつた。

したがって水揚げされた魚介類のほとんどが、船上や漁村の浜先、近くの作業小屋等で「塩する」「干す」「煮る」「焼く」などの方法によって加工され、日持ちをよくする工夫がなされていたのである。ここでは「竹島」の特産物であったアワビとアシカの加工処理という観点から、「松島」単独での渡海とその利用があり得たかどうかを検討しておこう。

「竹島」産アワビの加工品には、串アワビ、丸干しアワビ、腸漬アワビ、アワビの腸の

塩辛などがあったと記録されている（「別本・村川氏旧記」：『大日本史料』第12編之29所収）。その代表的な加工品である串アワビや丸干しアワビの製造工程は、次のようなものである（以下は、主に櫻田勝徳『隱岐島前漁村採訪記』[1935年]『日本常民生活資料叢書』第20巻所収、p.432を参照した）。

まず採取したアワビの殻を除き、貝身に塩を適度につけてから樽に入れ、上から重石をかけて2昼夜ほど塩漬けにする。その後桶に移してわらじ履きの足で踏み、清水を注いで表面の汚れやぬめり（粘膜）をよく洗い落とす。次にそれを熱湯に入れて煮て、その後日干しと火干しとを毎日繰り返しカビが生えないように1、2週間かけて乾燥させる。「竹島」渡海ではこのような製造工程を島に滞在する間に行なうことができたのである。

また「竹島」で獲れたアシカ（当時はアシカのことを「ミチ」「ミチの魚」となど呼んでいた）の加工品にはミチの皮・ミチの油などがあった。その製造工程についてはよくわからないが、一般的な皮革の製造ならえれば、アシカの皮を剥いた後水洗いして皮裏に付いている脂肪分を削ぎ落とし、それから皮を足で踏んだり木で叩いたりして柔らかくしたうえで乾燥させる。またアシカ油の搾油は、脂肪部位を小さく切って釜で煮て油分を分離させ、それを集めて樽に詰める、そのような工程になるであろう。そしてこの工程も「竹島」で行なうなら可能であった。

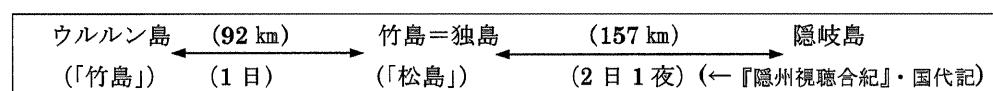
しかし以上のような加工・製造工程を「松島」単独で行なうことは、同島の自然条件から推して不可能で、多少できたとしても、せいぜいアワビの殻を外して取り出した身を塩漬けにしたり、アシカの皮を剥いだりすることくらいではなかつたかと想像される。

2. 経済活動としての「松島」渡海

また「松島」渡海が利潤を得るための経済活動であるということに注目するなら（費用対収益）という経済学的観点からも「松島」単独渡海の可能性について検討できると思う。

たとえば当時「松島」への渡航には、風に恵まれたとしても片道一昼夜（1泊2日）しかつたが、順風に恵まれて同島に着けたとしても島には煮炊きに使う薪や水も無かつた。したがって渡海するためには「松島」へ往復するだけでも4、5日分の、また滞在するのであればその日数分を加えた食料と飲料水と薪とを、乗組員の人数分だけ予め出発時に積込んでいかなければならなかつたはずである。

こうした「松島」への渡海の経費と渡海した「松島」で獲れるアワビやアシカなどを加工販売して得られる収益とを秤にかけ、それに航海自体の危険性や漁獲量が少なかつた場合の損失の可能性（リスク）なども加えて総合的に考えた場合、果してそれで帳尻が合い単独渡海に踏み切れたかどうかは疑問といわざるを得ないと思う。



さらにまた「松島」単独の渡海を検討する場合には、上記のリスクの中に漁法のことも含めて考える必要があると思われる。なぜなら「竹島」渡海で行なわれていたアワビ漁は、いわゆる見突漁（隠岐ではカナギ漁と呼んだ）という漁法だったからである。見突漁は、小船（この小船も運んでいく必要があったのではないか）に乗った漁師が船上から海鏡と呼ぶメガネ（木製の枠）で水中を覗き込み、貝を見つけたらヤス（長い棒の先に火箸のような鉄棒3本を括りつけたもの）で突いて獲るという漁法である。したがって「松島」に着いたとしても、波が荒かつたり海水が濁つたりしていれば見突漁はできない可能性が高く、こうした条件は経済・経営上軽視できないリスクだったはずである。

また「竹島」渡海の時期のアシカ猟は、鉄砲を藩から借り出しアシカを射殺する方法で行なわれていたが「松島」単独の渡海でも同じやり方だったとすれば、鉄砲や火薬をどうやって調達するかも問題だったと思う。江戸時代には鉄砲の所持・使用が原則禁止されていたので、もし鉄砲猟だったとすれば何か古文書が残っているのではないだろうか。

*アシカの狩猟法はよくわからないが『長生竹島記』(1801年成立)には、元禄期の「竹島」での鉄砲猟について、砂浜に穴を掘り置き穴に入ったアシカを銃で撃ったという趣旨の記述がある。また鉄砲の他にアシカが出入りする穴口に網を仕掛けて獲る方法もあったようだ。近代以降では奥原碧雲『竹島及鬱陵島』に刺網による方法・銃殺・撲殺の3種類のアシカ捕獲法についての簡単な記述がある。また本稿の付録「竹島渡航日記」には、刺網を使った猟法の見聞記が載っている。

3. 「松島」渡海の危険性

「松島」単独渡海の可能性を検討する際もうひとつ見落とせないのは、航海の危険性という観点であろう。

日本海のただ中に浮ぶ「松島」は、年間を通じて低気圧・台風などの通過する海域であり、そこを南東から北西に向かって（帰路ではその反対方向に）帆船で横断する航路は、常に遭難・破船の危険性と背中あわせのものであった。今日のような天気予報がなかった江戸時代には、この海域の気象条件も「松島」単独の渡海を妨げる大きな要因となつたはずである。この「竹島」「松島」への航海に伴う危険性については、時代ははるかに下るが明治30年頃の隠岐漁民の経験を聴き取った話の中に、次のような証言がある。

「当時は、隠岐島後の近海には魚介や藻類が豊富にあったので、あえて危険を冒してまで今日の竹島にまで出かけるものはあまりなかった」(明治6年生の永海サクの話：川上健三・前掲書、p.207~208)

【解説】『西郷町誌』(1976年刊)には、1940(昭和15)年の聞き書きにもとづく明治期の「竹島出漁船」の概念図が載っている。それによると出漁船は長さ12メートル、幅3メートル、

9反帆くらいの帆船であったという。また同書本文中には「出漁船は漁船(近世の手安船)ともあり、明治時代になっても一般の漁船は江戸時代とさして変わらない船だったことがわかる。島根県で「現実的に漁船動力化が軌道にのつたのは大正3年(1914)以降」であったという(『西郷町誌』下巻、p.217~218)。

さらにこの海域の渡海の危険性をより具体的に指摘している資料として、これも明治期のものだが、外務省通商局が出した鬱陵島（ウルルン島、江戸時代の「竹島」）に関する海外情報がある。

「本島（=鬱陵島）本邦（=日本本土）間ノ交通ハ、毎年三月ヨリ八月迄ニシテ、馬閥（=下関）、境、浜田、隱岐ノ西郷港ニ和船ノ往復スルコトアルモ、九月以降ハ常ニ風波激烈ニシテ航海スルコト能ハサルニヨリ、交通皆無ノ姿ナリトス。・・（中略）・・本島ヨリ釜山及境、浜田、馬閥等へ和船ニテ航海セハ約二昼夜半、汽船三光丸ハ境港迄一昼夜ヲ要ス。然レトモ常ニ強風多キニヨリ、一ヶ月中出帆スルニ足ルヘキ天候ハ、五六日ニテス。又当港ヲ出帆スルモ、進航中風位ヲ変シ、強風吹荒ミ、目的地ニ到達スルコト能ハスシテ、多ク越前、敦賀、三国、但馬、丹後、佐渡、能登等ニ漂着シ、或ハ海上ニ於テ破船シ、是迄無事ニ直航シタル者僅少ニシテ、二航海ニ一回ハ必ス何レニカ漂流シ実ニ危険ナリト云フ」（『韓国鬱陵島事情』：『通商彙纂』234号「付録」・1902〔明治35〕年発行、p.46~47。丸カッコの注記と下線は引用者）。

*現在の竹島=独島（江戸時代の「松島」）のことは上の引用個所の少し手前に「本島ノ正東約五十海里ニ三小島アリ、之ヲリヤンコ島ト云ヒ、本邦人ハ松島ト称ス、同所ニ多少ノ鮑ヲ産スルヲ以テ本島（=鬱陵島）ヨリ出漁スルモノアリ然レトモ同島ニ飲料水乏シキニヨリ永ク出漁スルコト能ハサルヲ以テ四五日間ヲ経ハ本島ニ帰航セリ」と書かれている（引用文の二重下線〔傍線〕は原文のまま）。

帆船（「和船」）の場合、風を待って待機したり荒天を避けて避難したりできる港のあることが航海の安全にとって決定的に重要なこととなるが、そうした条件は、大きな「竹島」には具わっていても小さな岩礁群に等しい「松島」にはほとんど無かったといえる。

4. 「竹島」渡海と「松島」での漁採

最後に、江戸時代の「竹島」渡海と「松島」での漁採について若干補足しておきたい。

『大谷氏旧記』には「竹嶋之道筋」に草木もない岩山の小島があり「みち之魚之油少宛所務仕候」（延宝9〔1681〕年5月13日付、幕府巡檢使へ提出した書付：前掲『大日本史料』第12編之29、p.351）とあり、「松島」でもアシカ（「みち之魚」）獵をしていたことが確認できる。また同年（9月に改元）暮れになって、「竹島」渡海している大谷・村川両家が取り交わした協定文書の中で「当暮より竹嶋松嶋自今以後寄合之所務ニ仕候、・・・、而嶋帰帆砌、所務之品々、少ニテも無偽明白ニ可申相事」（天和元〔1681〕年12月23日付「取替シ申一札之事」：『大日本史料』同上、p.359。下線は引用者）と書かれているように、渡海船の船主たちが「竹島」「松島」の収益・経理を両島一体のものとして扱うようになった事実もうかがえる。

ただし以上はいずれも「竹島」渡海禁止令以前の時期のことであり、「松島」での漁採はその先にあった「竹島」を漁業基地（加工・宿泊のための小屋と荒天時の避難港があった）

として使えたからこそ可能となつた副次的かつ補完的なものに過ぎなかつた【注1】。

また別に、これまで検討してきた漁業分野ではなく商業行為を想定した場合でも、水も薪も得られず、悪天候の際の安全な入り江も無いような「松島」が舞台では、密貿易さえも成り立たなかつたと推測されるので、商業・貿易分野でも「松島」単独の利用や「開発」があつたとは考えにくいといえる【注2】。

【注1】本文で述べたように「松島」での漁採は、実際には「竹島」を基地にして「松島」に渡り漁採を行なつたと理解するのが適當だと思う。「松島」渡海については、小船による渡海を試みた村川市兵衛の船が着船できずに「大分之損」をしたらしい（「竹嶋渡海筋松嶋へ之小舟之儀被仰越候、・・・、去年市兵衛舟出候、着舟不申大分之損仕由」）とか、草木もなくアシカ油一種の所務しかない（「草木も無御座候之所、別之所務無之みち油取申候一種之由候」）などと語られているように、そこだけに渡海しても費用に見合つた収益が見込める島ではないと思われていたことがわかる（以上は、川上健三・前掲書、p.77,78に引用の大谷家文書・亀山庄左衛門書状より。なおこの2通の書状の年代は、川上によって万治2〔1659〕年のものと推定されている）。

また米子の村川市兵衛が、鳥取の商人・石井宗悦に「松島」に、7、80石の小舟を遣つて鉄砲で「ミチ打申候ハシマリ小島之事ニ候間、竹島江ミチにけざり竹島之納所大分候ハシマリ」と話していたとされるのを見ても、「松島」単独ではなく「竹島」渡海が前提にあつての「松島」渡海だったことは明らかであると思う（『新修・鳥取市史』第2巻、p.313の大谷道喜〔九右衛門〕宛書状）。

さらに川上健三『竹島の歴史地理学的研究』には、明治時代についての隠岐島民からの聞き取りとして（鬱陵島への往復の途次、または同島に滞在中に）竹島=独島（江戸時代の「松島」）でアワビ・アシカや海藻類を探獲したという話がいくつも紹介されているが（隠岐高校・田中豊治による聞き取り調査にもとづく記述：p.200~203）、その話を裏返していえば、明治時代においても竹島（江戸時代の「松島」）だけを目指した渡航はほとんど無かつたということになると思う。

以上の諸事実は、「竹島」「松島」両島の自然条件の違いやこの2島間の距離が「松島」・隠岐間の距離のほぼ半分で、江戸時代の帆船でも「竹島」を朝出帆するとその日のうちに「松島」に着いたことなどを考え合わせれば、至極当然のことといえるであろう。

【注2】第4章で触れた石見國浜田藩領の「竹島」密航事件（「天保竹島一件」）では、主犯格の八右衛門が幕府の取調べを受けた際「松島」（現在の竹島=独島）について次のように供述していたという。

「隠岐國福浦へ着夫より順風ニ隋子之方（=北の方）へ沖走いたし松嶋地先をも龍通り候節船中より見受候處 築して 築而小嶋ニ而樹木等も無數更ニ見込無之場所ニ付候々上陸不教其處乾之方（=北西方向）へ乗廻同七月二十一日竹嶋へ着船・・・」（『竹嶋渡海一件記』：森須和男『八右衛門とその時代』所収「関係古文書」、巻末p.7。ルビ、丸カッコの注は引用者）

鎖国体制下で密貿易を企てた豪胆な商人・八右衛門の目から見た「松島」は、わざわざ上陸する値打ちもないと感じられた島だったのである。「竹島」（鬱陵島）のように飲料水や薪が得られ、船が避難できる入り江がある島ならば、そこで待ち合わせ彼我入り混じって商品を交換する密貿易も可能であったろうが「松島」にはそうした条件も無かつたのである。

《補論2》安龍福来航事件

安龍福は、「竹島一件」が起きた1693（元禄6）年に日本に連行されてきた朝鮮人漁民2人のうちのひとりで、日本側の史料に「和語通詞」などとあるように、日本語が話せた人物である。彼は、本国へ送還された後再び仲間を語らい、1696（元禄9）年鳥取藩に「訴訟」のため来航したのである（本稿では「安龍福来航事件」と呼ぶ）。

この来航事件について、朝鮮王朝の正史に大略以下に紹介するような記事があり、それに基づいて安龍福を独島（=竹島）の領有権を守った英雄と見る傾向が韓国にあったことから、日韓双方がその記事内容の真偽をめぐって論争を続けて来た。

ただし現在の歴史研究からいえば、この来航事件は江戸幕府による「竹島」渡海禁止令が出された後に起きており、これが「竹島一件」の交渉や日朝両政府間の「竹島」（=鬱陵島）領有権問題に直接絡んだという事実は確認されていない。したがって今日の竹島=独島問題から見た安龍福来航事件は、いわば歴史上のエピソードのひとつにすぎないともいえるが、長らく論争があった出来事ではあるので、ここで概略をたどっておきたい。

1. 『肅宗実録』に記載された安龍福の供述

朝鮮王朝実録の中の『肅宗実録』卷30に、安龍福来航事件について大略次のような記事が見える（肅宗22年〔1696／元禄9年〕9月戊寅の条）。

〈東萊の人・安龍福は仲間を語らってウルン島（「鬱陵島」、当時の「竹島」）に渡航したところ、日本船（「倭船」）が多数来泊していた。安龍福が「鬱陵島はわが朝鮮領である。お前たちはどうして越境侵犯したのだ・・」と大喝すると、日本人は「私どもは本来松島に住み、たまたま漁に来ていただけでちょうどそこに還ろうとしていたところです」と言い訳した。そこで「松島とは于山島のことであり、これもまた我国領土である。お前ははばかりずにそこに住んでいるのか」（「松島即子〔=于〕山島此亦我国地、汝敢住此耶」と叱りつけ、翌朝には于山島に出向いて、浜辺で煮炊きしていた日本人たちを追い払った。さらに安龍福たちは船で日本人を追つたが強風のために流されて隠岐（「玉岐」）に漂着した【注1】。

隠岐島主が来て来航の理由を聞いたので「先年、鬱陵・于山は朝鮮領と確認され將軍の書簡（「関白書契」）もあるのに、またわが領土を侵犯したのはどうしたわけなのか」と話し、伯耆州（伯耆国。当時は鳥取藩領）に取り次ぐよう求めたが埒が明かず、直接伯耆州に向かった。そこでは「鬱陵子山両島監税将」（という官職名）を仮称し【注2】、庁上で島主（鳥取藩主か？）と対座して「両島のことは書契も出され明白だったはずなのに對馬島主が書契を奪い、日本人を送って非法を行なっている。その罪状を將軍に上訴したい（「上疏関白」）」というと島主が許したので李仁成に書かせて渡した。そこへ對馬島主の父がやって来て、上疏のことが知られると自分の息子が重罪で死刑になるので上訴しないでほしいと懇願した・・（下略）・・。

その後日本から帰った安龍福たちは、江原道の襄陽で逮捕された。朝鮮政府は、安龍福らの身柄を都に移送させ備辺司（軍事と政務を掌った国政の中枢機関）が直接取調べたが、上に掲げたのは、安龍福が取調べで供述した話のあらすじである。

『肅宗実録』と日本側の諸記録

この安龍福来航事件に関しては、日本で起きたことなので当然だが、当事者となった鳥取藩の文書・記録の他に、江戸における鳥取藩と対馬藩のやり取りや幕府の対応などに関する記録類が多く残されている。今日では、それらの日本側の文書・記録類を相互に参照することで、安龍福たちの日本における行動はかなり精確に復元できるようになった。

そうした日本側の研究成果によって『肅宗実録』の記事内容を検証すると『肅宗実録』の記事には、安龍福の虚偽の供述（作り話）と考えられる部分や取調べに当たった役人の誤解、日本に関する知識や情報の不足に由来すると思われる不正確な記述も散見される。しかし当然だが『肅宗実録』の記事がすべて信用できないというわけではない。

他方日本側（鳥取藩）の文書・記録類の中にも、後述するように複数の理由から明らかな記録の省略ないし記載内容の意図的な曖昧化の疑われるものが存在するため注意する必要がある。したがって日朝どちらの文書・記録に関しても、解釈する際には慎重な史料批判が欠かせないといえる。

本稿においては、主に鳥取藩政史料の『控帳』や『御用人日記』、対馬藩の『竹嶋紀事』など日本側の記録類に拠りながら、鳥取藩領内での安龍福一行の行動を跡付けていきたい。

2. 来航の第一報

安龍福らの一行11人の乗組んだ船が、隠岐島後の西村の磯を経て（上陸はしなかつたようだ）東海岸の大久村に着岸したのは、1696（元禄9）年5月20日であった。さっそく隠岐番所の手代2人が出向いて尋問したところ、一行は遭難して漂着したのではなく「伯耆國江願之儀有之、渡海仕」（鳥取藩政史料『御用人日記』元禄9年6月13日条）と供述したので、そのことを鳥取藩に通報した。

隠岐からの報せは、6月2日に鳥取藩庁（鳥取城）に届いた。そしてその3日後には、朝鮮船が鳥取藩領伯耆國赤崎浦へ着岸したとの新たな報告が藩庁にもたらされた（鳥取藩政史料『控帳』元禄9年6月5日条。『控帳』とは國家老の執務日誌）。

鳥取藩庁では、この6月5日の時点でそれまでの情報をとりまとめ、当時江戸に参勤していた藩主（池田綱清）に飛脚を差し立てて事態のあらましを急報した。この鳥取藩国元からの飛脚は6月13日に同藩の江戸藩邸に着き、即日藩邸から幕府（老中）に注進された（『御用人日記』6月13日条。『御用人日記』は藩主側近に仕えた御用人の執務日誌。このときは藩主が江戸にいたので、この日記は実際には『御在府日記』と題されている）。

以上が〈隠岐番所→鳥取藩→幕府（老中）〉ルートによる第1報の伝達のあらましだが、

この他にも、当時の隠岐は石見国大森（銀山があり江戸幕府の直轄領だった）の代官の支配下にあったので（1687年～1720年）、〈隠岐番所一大森代官一幕府（勘定奉行）〉ルートでの通報もなされたはずである。なお大森代官経由の情報・記録の一端は、2005年に隠岐の海土町（島前の中ノ島）で発見された「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書」（隠岐・村上家文書）で知ることができる。その村上家文書によれば、大久村の安龍福一行は、強風で船が揺れ「物書」ができないので上陸して書きたいと願い出て許可され（5月22日）、安龍福ら4人が海辺近くの百姓家をあてがわれて船中で書いていた物を書き換え「今度之訴訟一巻」を仕上げたらしい。

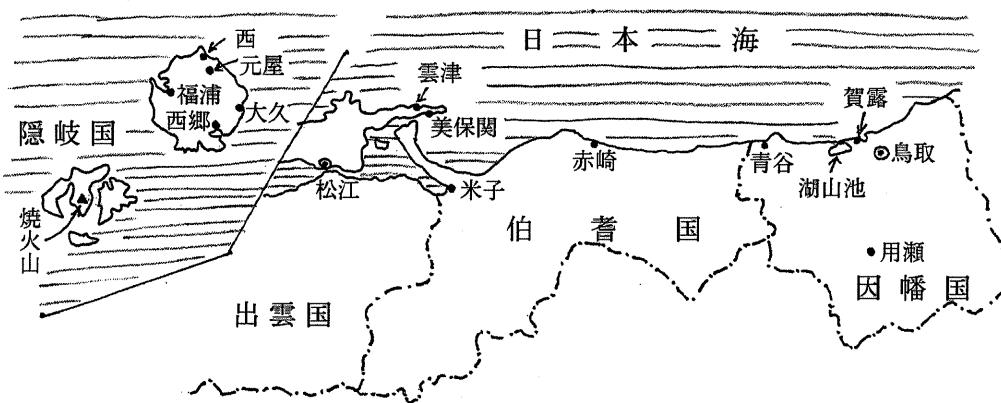
ここで仕上げられた訴状の内容がわかる史料はまだ発見されていないが、その当時まだ継続中だった対馬藩と朝鮮政府側との「竹島一件」の交渉で「呈書」「呈單」のことが問題とされており（『朝鮮通交大紀』『竹島紀事』『肅宗実錄』など）、どこかの時点で日本側に訴状が提出され幕府の元に届けられたと推測されている（参照：内藤正中「元禄9年安龍福事件」：『北東アジア文化研究』第4号所収）。

隠岐から鳥取藩領へ

この後隠岐にいた安龍福一行は、既述したように6月4日に鳥取藩領赤崎に現れた。その報せを翌5日に受け取った鳥取藩では、御船手（船奉行）の山崎主馬を赤崎に向かわせたが、朝鮮船はさらに進んで来ていたため途中の舟磯（長尾鼻〔岬〕の東側）で行き会った。しかし舟磯には船を繫留できる適当なところがないとして浜から曳船を出させ、朝鮮船を引き戻して長尾鼻西側の青谷の港に入れ番船を付け置いた。

次いで鳥取藩では御目付・平井金左衛門と儒者・辻晩庵を青谷に向かわせ、安龍福一行からの事情聴取を行なわせた。その際辻晩庵は、青谷の専念寺に安龍福（「あんひちゃん」）ほか2名を呼び上げて対談したという（『御用人日記』6月22日条）。

【図4】隠岐、鳥取藩の関係地図



3. 鳥取藩の記録の意図的な曖昧化（？）

この時の青谷・専念寺での事情聴取の結果について、江戸藩邸で記録された『御用人日記』には以下のように記されている。

「もうしまたりそうろうは つきて そしょにまいりそうろうむねもうよし
うけたまわりそうろうよう まかりこころ もこれなくらちあけがたきにつきて
承 候様ニと平井金左衛門 [へ] 申渡龍越候処、通辞茂無之坪難 明付而、辻晩
庵青谷遣候、晚庵青谷江到着、千念寺江あんひちゃんと其外兩人呼上ヶ、対談申様
子承候処、差而竹嶋訴詔之様にも不相聞候・・・」（『御用人日記』6月22日条）

【解説】上の引用箇所は鳥取藩国元からの第2報を受け取って書留められたものであるが、朝鮮船の来航目的を「竹嶋之儀」についての「訴詔 [=訟]」と予測していた点が注意をひく。これは隠岐からの通報の中にそれについて具体的な情報が含まれていたからか、あるいは安龍福たちが前回に続き「竹島」から来たという話だったため、その訴訟の内容も「竹島についての訴訟」であろうと隠岐の番所や鳥取藩の方で推測したものかどちらかであろう。ただ「竹嶋之儀」の内容や訴訟の中身については、ここでの記述だけではわからない。なおこの記録では〈筆談した〉とは書かれていませんが、天保年間に編述された『因府年表』では「及 筆 談 候 へども其主意明白せざりし由」（元禄9年6月6日条）と書いている。

上の引用によれば、青谷での平井金左衛門による事情聴取は通訟（「通辭」）がいなかつたため要領を得ず、次いで派遣した辻晩庵との「対談」では「竹島訴詔」のようにも思えなかつたというのである。しかしこのどちらの話も真実を伝えていないと考えられる。

なぜなら、6月23日に老中・大久保加賀守忠朝から呼び出され、互いに老中から直接指示を受けた鳥取藩江戸留守居の吉田平馬と対馬藩の同職・鈴木半兵衛とが、御次の間に退いてから行なった情報交換で、次のような話をしているからである（以下の引用は鳥取藩の吉田平馬が藩の国元からの情報について対馬藩の鈴木半兵衛に語った箇所である）。

「六月四日伯耆江着船仕候内、五人出家（=僧侶）ニ而御座候、伯耆ニ差置候
家老（八橋の津田氏か）より因幡（鳥取藩を指す）江茂早々申越候、御先代より此方
ニ而者何事も不取上、長崎奉行所江遣候様ニ与被仰付置候付、因幡江参り候ニ
及不申候由申間候得共、致立腹、水竿ニ而此方之者を打倒し、我々斗先ニ参り
候、竹嶋ニ者朝鮮船三十艘余も参り居候由申候付、翌五日ニ朝鮮人因幡江遣し申候、
拾一人之内、先年竹嶋江参り候朝鮮人アンヒチヤク（安龍福のこと）、諸事案内をも
能存、大形日本言葉を申候、訴訟之儀者、其元様（対馬藩のこと）之儀ニ而御座候様
ニ聞へ申候、乍去加賀守様江者其元様之儀何角申候とハ難申上候付、何事も言
葉通し不申候由申上候、就夫加賀守様御意被成候ハ、筆談ニ而埒明可申儀候、
筆談不仕候旨申上候、・・・、アンヒチヤクを先年竹嶋江参候節、御国元朝鮮ニ而
しほりなど（マ）不成為之事を申候」（『竹島紀事』第3巻・竹島研究会本 p.165。丸カッコの注記は引用者）

すなわち吉田平馬は、伯耆国（の赤崎）に着いた安龍福が〈因幡には行くに及ばず〉と言わ�て腹を立て〈我々だけ先に来たが竹島には三十艘余の朝鮮船が来ている〉と嘆したこと、また老中には伝えていない内輪話として〈安龍福は日本の諸事に通じており日本語も大体わかる。訴訟というのは貴藩（対馬藩）に関わることのようだが、そのことは老中様には申し上げにくいため、何事も言葉が通じないので・・と申し上げた〉〈筆談はしなかつたのかといわれたので、筆談をすれば訴訟を受けたも同然となるためしていないと申し上げた〉〈先年御国元・朝鮮で縛られたことを話している〉などと伝えているのである。

上の引用の最後にある〈縛られた〉話などは、安龍福が日本語を話せなければ江戸まで伝わって来ない情報であろう。対馬藩の鈴木半兵衛は、安龍福らが縛られたことについて〈左様なことは承知していない〉と否定しているが、対馬藩の『竹嶋紀事』には「竹島」から連行された安龍福たちが釜山倭館で朝鮮側に引き渡された後で縄を掛けられたという記事がある（同書・第1巻、p.43）。また対馬藩も老中に対しては、警固を「常より者急度申付候」と述べて、安龍福らを厳しく扱ったこと認めている（同書・第3巻、p.168）。

また翌日（6月24日）にも吉田平馬が「書物など二三通持居、公方様へ差上候書物或因幡領主江差出候書物など申候へ共、夫共ニ何事も取上不申候」と、鈴木半兵衛に語っている（『竹嶋紀事』第3巻、p.167）。この引用中の「書物」はおそらく「書き物」の意味で、安龍福たちが隠岐で書き上げた訴状のことではないかと想像されるが、安龍福は〈將軍や鳥取藩主宛ての「書物」を持参していると話している〉というのである。

なお『御用人日記』（6月22日条）には、老中へ「御口上書並朝鮮人書記も一所」に提出したとあるので、その時に「書物」が一緒に幕府へ提出されたことも考えられる（*）。

（*）「書記」について補足すると、この少し前の記事に「船中ニ有之物之書記も御國より差越候」とあり、この場合は朝鮮船の所持品を調べて書き出した書類を「書記」と呼んでいる。以下は推測であるが、先の「書物」はおそらく巻紙の形と思われ、飛脚が持ち運ぶのに支障はなかったと考えられるので「書記」と共に江戸へ運ばれ一緒に提出された可能性があるのでないだろうか。

以上の諸事実から推して、鳥取藩江戸藩邸では、安龍福が日本語を話すことや来航の目的が（少なくともその一部が）対馬藩に関わる訴訟であるらしいことなどは最初の段階からおそらくすべて把握しており、訴状の内容についても承知していたと推察される。また意思疎通については、通訳がいなかつた隠岐でさえ代官の手代が「伯耆国江願之儀有之」という来航目的を聞き取れているのに、鳥取藩に入つてから急にそれが出来なくなるというのは、本来あり得ない話であろう【注3】。

したがつてこれまでのことを総合して推察すると、鳥取藩が幕府や対馬藩との関係を考慮し、さらにこれが朝鮮外交を担う対馬藩の絡んだ高度な政治問題であるとも判断して配慮を加え『控帳』『御用人日記』その他の公的記録を手控え、記載内容を意図的に曖昧にした可能性があり、またはそうするように幕府から内密の指示があった可能性も考えられると思う【注4】（鳥取藩では当時藩主が江戸にいたので幕府や対馬藩との連携がとりやすく、藩主の決裁を必要とする高度な政治的決断を迅速に行なえる条件が揃っていた）。

4. 幕府から鳥取藩への指示

既述したように、鳥取藩国元からの第2報（青谷での聴取、賀露への移送の報告等）は6月22日に江戸藩邸に届き、江戸留守居の吉田平馬がその日の内に口上書と「朝鮮人書記」も一緒に、老中・大久保忠朝のもとへ持参して提出した。そしてその翌日と翌々日に、それに対する老中からの指示が、鳥取・対馬両藩の江戸留守居を呼び出して伝えられたのである（鳥取藩政史料『御用人日記』元禄9年6月22日条。また『竹嶋紀事』第3巻、p.164~167。前節で引用した江戸留守居同士の情報交換はこの時のもの）。

6月23日、老中・大久保加賀守は両藩の江戸留守居にそれぞれ直接面談し、鳥取藩に對しては、朝鮮人の訴訟については長崎に行かせるよう申し聞かせ、長崎に行かないといふのであれば、長崎以外では取り上げないのが「大法」であると言ひ聞かせて帰帆させよと指示した（なおこの指示は、最終的には変更される）。また言葉がよく通じないとことなので、対馬藩主に家来と通詞を鳥取に派遣するよう指示したと述べた【注5】。

さらに鳥取藩国元からの報告で、朝鮮人一行を青谷から賀露（「加路」）に移し東禅寺に上げたという対応の仕方（→後述）について、老中は〈「御無用」のことであり、早速国元に伝えて船中に留め置くよう改めさせよ〉と指示した（『御用人日記』、6月22日条）。

一方対馬藩には、江戸か大坂に朝鮮語通詞がいるならば鳥取藩と連絡を取り合つて（至急に）派遣するよう指示した。江戸留守居の鈴木半兵衛はその場で〈江戸・大坂・京都（この3都市には対馬藩の藩邸や蔵屋敷があった）に朝鮮語の通詞はいないと思われますが、仰せの趣を藩主に伝え追つて申し上げます〉と答えた（『竹嶋紀事』第3巻、p.165）。

鳥取藩では、以上のような老中からの指示を6月26日朝に飛脚で国元に送った（『御用人日記』、同日条）。そしてその4日後には、鳥取藩主・池田綱清が江戸参勤の務めを終えて帰国の途についたのである（6月30日江戸出立、7月19日鳥取に帰国）。

5. 鳥取藩国元での対応と『控帳』

ところが鳥取藩国元の方では、上記の幕府の指示が江戸から届く前に安龍福らを鳥取城下へ迎え入れていたのであった。

すなわち鳥取藩国元では、まず6月14日に朝鮮船を青谷から鳥取城下の外港にあたる賀露港に移して安龍福らを東禅寺に滞在させ『控帳』。なお『因府年表』では12日のこととしている）、さらに21日には、彼らを鳥取城下に迎え入れていたのである（『因府年表』）。この城下入りの記事は国元家老の『控帳』にはないが、後年編述された『因府年表』には、そのことが次のように書かれている（元禄9年6月21日の項）。

「二十一日　十一人の異客等を鳥府へ御迎へに相成、伝馬九疋を遣さる【割注：安同知・季進士兩人は乗輿なりしにや】。戸田市右衛門・岡嶋藤兵衛・牧野市良右衛門、

途路を衛護し、本町の町会所〔割注：其比二丁目に在〕へ御差置に相成り、裏判御吟味役羽原伝五兵衛へ逗留中馳走を被命」(『因府年表』:『鳥取県史』第7巻所収、p.189)。

*「両人は乗輿・・」は、一行11人に対して伝馬は9匹なので残りは駕籠（「乗輿」）と推測したものであろうが、『肅宗実録』には安龍福一行が駕籠（=「轎」）や馬に乗った話が見える（肅宗22年9月戊寅条：「渠〔=安龍福のこと〕・・乗輿諸人並馬進往本州・・」）。

安龍福らの城下入りが上の引用のようだったとすれば、鳥取藩国元では、国元から送った第2報の飛脚が江戸藩邸に着くよりも早く（飛脚の江戸到着は6月22日）、朝鮮船の一行を鳥取城下に迎え入れていたことになる。しかも藩庁では、町会所（町人自治の事務所兼集会所の建物）を一行の宿所に当て馳走役（客への接待係）まで付けたのである。

『控帳』の記事の欠落

しかし不可解なことに、鳥取藩国元の記録である国家老の『控帳』には、既に述べたように安龍福ら朝鮮船一行の城下入りの記事が欠落している。異国人を城下入りさせるという出来事は、「鎖国」の時代にあっては特筆すべきことのはずだが、それが『控帳』にはまったく書かれていないのである。またこの時期の『控帳』には、既述した6月26日に江戸を出た飛脚（23、24日の老中の指示を伝えるもの）の鳥取到着に関する記事も見当たらない。鳥取藩の飛脚（いわゆる大名飛脚）は、国元と江戸との間を通常は10日で、急ぎの時には8日、6日などと所要日数を予め定めて同じ人間が通しで持ち運ぶ規定になっていた（『鳥取県史』第4巻、p.588~589）、この度の飛脚も特別なことがない限り7月上旬には鳥取に到着したと思われるが『控帳』にはその記事も見当たらないのである。

そればかりでなく、この元禄9年6月の『控帳』はわずか2丁（袋縫じした和紙2枚、すなわち4ページ分）しか書かれておらず量的にきわめて少ないといえる。加えて記載のある日数は12日しかなく、しかもそのうち4日は〈今日は御用日なのでいつもの諸役人が式部の屋敷で会合した〉（「今日依為御用日、例之諸役人式部宅江寄合申事」と一言書かれているだけである（2、10、16、19日）。和田式部はこの月の月番家老だが、この1行で済ませられた会合（「寄合」）で何が話し合われたのか、知りたいところである【注6】。

この前後の『控帳』には、6月15日の条に〈朝鮮人のことについて今日志摩の屋敷で式部ほかの諸役人が会合した。同日、朝鮮人が賀露にいる内の「作廻人」について申し渡した〉（「朝鮮人之儀ニ付、今日志摩宅江式部並蔵人・造酒介・御目付寄合申事／同日、朝鮮人加路ニ籠有内諸事作廻人ニ御歩行頭・御郡奉行申合巻人充相勤候様ニ申渡事」：→史料の写真は注6の図5参照）といった内容の記事があるのを最後に、以降ほぼ1ヶ月の間、安龍福一行に関することは何も書かれていない。

そして翌月12日になってようやく、家老・荒尾志摩の屋敷で臨時に会合して朝鮮人の件を相談したという内容の、次のような1行だけの記事が見出されるのである。

「一、志摩宅ニ而不時之寄合、朝鮮人之儀相談有之事」(『控帳』、元禄9年7月12日条)

この記事に見える臨時の会合（「不時之寄合」）が江戸からの指示を受けてのものだったかどうか、またその「相談」がどんな内容だったのかなど具体的なことは何もわからない。ただ時間的なことで言えば、前に述べた江戸からの飛脚は到着していたはずである（*）。

（*）元禄9年7月22日の『御用人日記』の記事からは、その時点で既に安龍福一行が湖山池の青島にいたことがうかがえる。しかしそれ以前のいつ頃青島に移されたのかはわからない【注7】。

またそれから4日後に、これと多少とも関連すると思われる次の記事がある。

「一、異国船之儀ニ付御奉書出候、右之 趣 山崎主馬江御両国浦々江相触候 様申渡候、米子八橋江茂御奉書之 写 今日相渡事」(『控帳』、元禄9年7月16日条)

この引用文中の「御奉書」とは一般的には江戸幕府の老中奉書という意味だから、その通りならその頃に幕府から何らかの指示が届いたと思われるが、この記事ではその内容も上述した飛脚との関連の有無もわからない。ただ、御船手（船奉行）の山崎主馬に命じて鳥取藩領内の各浦方（「御両国浦々」）に触れを出させたとしていることから推して、このたびの安龍福一行についてのものというより、もっと一般的な異国船が着岸した時の注意事項だったのでないかと推察される【注8】。

記事欠落の理由

では、以上のような『控帳』の記事の明らかな欠落、意図的に（と言わざるを得ない）曖昧化された記述がなぜ見られるのだろうか。その点について実証できる史料はないが、とりあえず次のように説明できるのではないかと思う。

すなわち、鳥取藩国元の家老たちは、当時江戸にいた藩主に朝鮮船来航後の事態を報告する一方で、その指示を待つことなく安龍福らを異国からの客人のように扱い丁重に鳥取城下へ迎え入れていた。ところがその後届いた（はずの）幕府の指示は〈東禅寺には置かず、船に戻すように〉というものだったから、その時点で国元家老たちは、幕府の意向とかけ離れたことをしてしまったと気づき青ざめたに違いない。そしてこの国元の失態が幕府の知るところとなれば（成り行きによっては）幕府の指示を蔑ろにしたとして藩の責任が問われかねないと考えたのではないだろうか。

そこで鳥取藩としては、幕府の指示に従って安龍福らの処遇を変更する一方で、ことが表沙汰になった場合を考えて大事をとり『控帳』など藩の公的な記録から“鳥取城下入り”以降の記録を削除したり記述を意図的に曖昧化したりするなど、城下入りの事実を覆い隠す工作を行なった——そのように考えれば理解しやすいのではないだろうか。

参考までに、この来航事件から約130年後に編述された岡嶋正義『竹島考』下巻の「朝鮮国通使舶本藩」の説明を引用しておくと、同書ではこの辺りの事情について次のように記している（なお原文に付されたルビは省略した。ここでのルビと句読点は引用者のもの）。

「然ル処ニ、從幕府異客ヲバ上陸致サセズ其候船へ可差置ノ御沙汰相聞エリシカバ、急ギ湖山ノ青島ニ仮廠ヲ営ミ、使船ヲ湖中ニ引入テ此所ニ被繫置。今ニ此島ノ南片ニ唐人船屋ノ名残アルハ、其ノ時ノ旧蹟ナリト聞エケル」

6. 鳥取藩からの帰帆

いずれにしても鳥取藩国元の家老たちが事の重大さに気づくのと踵を接して藩主・池田綱清が江戸から帰国し（7月19日）、事態は急速に収拾されていったようである。

藩主帰国の3日後には、和田瀬兵衛に青島の朝鮮人一行に対する「作廻人」が命じられている。この時の作廻の内容は分からぬが、おそらく藩主が指示して安龍福らに対する処遇を改めさせたのであろう（『御用入日記』元禄9年7月22日条。→史料原文は注6）。

そして8月4日には（対馬藩から出向く）通詞に様子を尋ねさせることも長崎に回航させることも止め、帰国するよう申し含め追い返すようにすることという幕府の最終指示が飛脚によって国元にもたらされた。これは7月24日に老中・大久保忠朝から江戸の鳥取藩邸に伝えられたものだが（→注4参照）、鳥取藩庁は即日、平井金左衛門と辻晩庵を湖山池の青島に派遣し、安龍福一行にそのまま帰国するよう伝えさせたのである。

朝鮮船は早速翌5日に出帆の運びとなったようだが、その頃は晴天続きだったため湖山池から賀露港に通じる川筋（湖山川）の水位が下がって船が通過できず、実際に賀露港を出帆できたのは6日の朝であった（川底を掘り下げて船を通したという）。

8月6日、朝鮮船の出船を見届けた平井金左衛門らはすぐに報告のため登城し、それを受けて鳥取藩庁は、広沢半右衛門に江戸へ朝鮮船の帰帆を報らせるための使者を命じた。広沢半右衛門は登城して、城中の書院で藩主から直接の指示を与えられたという（『御用入日記』、『控帳』元禄9年8月6日条）。

こうして鳥取藩における朝鮮船の来航事件は、発生から2ヵ月後に落着したのである。

なお賀露を出帆した安龍福らは、その後8月29日になって朝鮮の江原道襄陽で逮捕されたが、それまでの約3週間の足どりについてはわかっていない。

ただ矢田嵩『長生竹島記』（序文：享和元〔1801〕年）には「あべんてふ」（安龍福か）「虎へひ」らが隠岐・島後の西（村）を経て福浦に来航し（同書では「福浦に去年長逗留し」た安龍福らが再来したと説明されている）、浜に集まった人々に向かって三拝し「一別以来イカン無量恩徳とちんぶんかんのわかりかねたる音声」で礼の所作らしい身振りをした後「一礼終りて御制禁を憚り」浜の人々に遅を告げて「名残はろかにはらはらと涙を流し手を揚げて朝鮮差て帰りける」と記されている（『長生竹島記』・島根県立図書館所蔵・謄写刷版、19~21枚目）。

この記述から推測すると、おそらく安龍福たちの船は鳥取の賀露湊を出帆したあと隠岐の西と福浦に寄港し、米子の「竹島」渡海船と同じコースをとつて、つまり彼らが来航した時のコースを逆にたどって帰国したものと想像される。

【注1】近年発見された隠岐・村上家文書の中で、安龍福は「竹島」（=鬱陵島）から「松島」を経て隠岐に着たことを隠岐で事情聴取に当たった役人に答えており、安龍福が「松島」を実際にも知つたうえで「松島」とは「子（=子）山島」のことでありそこは朝鮮領であると主張していたことが確かめられる。その部分を村上家文書から引用しておきたい。

「一、安龍福申候ハ、竹島ヲ竹ノ嶋と申、朝鮮國江原道東萊府ノ内ニ鬱陵島と申嶋御座候、是ヲ竹ノ嶋と申由申候、則八道ノ圖ニ記之所持仕候。」

一、嶋ハ右同道之内子山と申嶋御座候、是ヲ松島と申由、是も八道ノ圖ニ記申候。（中略）

五月十五日竹嶋出船、同日松嶋江着、同十六日松嶋ヲ出、十八日之朝、隠岐嶋之内西村之磯へ着、（前掲の隠岐・村上家文書、内田文恵氏他の釈読による。なおカタカナ書きのルビは原文のまま。下線とひらがなのルビ・句読点は引用者）

同文書によれば、安龍福らの船の大きさは「長上口三丈／下口二丈／幅中ニ而上口壹丈二尺／深四尺二寸」で、80石積くらいの大きさという。また帆柱2本、2枚帆の船で櫓が5挺、舵は1羽とある。1丈=10尺=3.3mで換算すると、船の長さは約10m、幅は約3.6m、深さ約1.3mである。

また上の引用文によれば安龍福らは「竹島」を出船しその日の内に「松島」に着き、そこを翌16日に出船して18日の朝に隠岐（島後の西村の磯）へ着いたと述べている。これは米子町人の「竹島」渡海の航路および所要日数と大体同じである。また引用文中の「八道ノ図」は“朝鮮全土の図”という意味であろうが、この図の写しは発見されていない。

【注2】『肅宗実録』にある架空の官職名「鬱陵子山両島監稅將」は、日本側にも多少文言が違っているが記録されており、実際に使われていたことが確認できる。

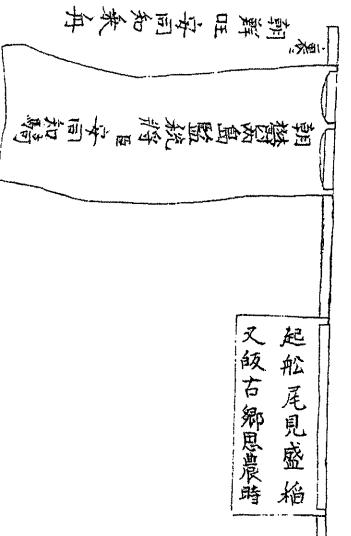
すなわち安龍福（右の旗に書かれた名乗りで
は安同知）たちが最初に着いた隠岐での記録では、彼らが乗ってきた船の艤（船尾）に木綿の旗が2つ立ててあったと書かれているが（前掲の隠岐・村上家文書「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚」、岡嶋正義『竹島考』（序文：1828年）には、青谷で記録されたその旗と思われる図が載せられている（→右図）。

右の旗に書かれている文字は次の通りである
(図では傍点の文字が異体字になっている)

①上の旗：「朝鬱陵子山両島監稅將臣安同知騎」

旗の裏：「朝鮮國安同知乘舟」

②下の旗：「起船尾見盛稻／又帰古郷思農時」



【注3】この安龍福らとの意思疎通に関して内藤正中は（安龍福は隠岐では日本語に通じていたが、鳥取藩に対しては日本語を知らない振りで通した）との解釈を提示している（内藤正中・金炳烈『史的検証竹島・独島』p.55）。これは、安龍福が外国使節であることを装うために敢えて日本語を

使わなかったという解釈であろう。

しかし安龍福が鳥取に来た目的が「伯耆への訴訟」であるというのに、自らコミュニケーションをとろうしないのは不自然ではないだろうか。しかも安龍福が最初に鳥取に連れて来られたときには日本語の通訳（通訳）として振舞っていたのである。そのことを鳥取藩の首脳や役人たちが忘れていたとは考えられず、言葉が通じなかつたという鳥取藩の公的な記録がそのまま真実を記したものかどうか、本文でも触れたことだが疑問が残るところである。

ちなみに安龍福は、最初に連れて来られた3年前（元禄6〔1693〕年）には1ヵ月以上鳥取藩領に滞在していた。その日付を『控帳』によって少し詳しく記せば、まず4月27日米子に着いて大谷宅に預けられ、幕府の指示が届くまで滞在。5月26日に幕府から長崎へ送るよう指示が届いたので一旦鳥取城下に移されることになり、5月29日に米子を発足して6月1日晚に鳥取城下に着きその晩は家老・荒尾大和宅に宿泊、翌日には他の家老たちも来て面会した。そしてその日の内に城下の町会所へ移され、6月7日に長崎に向けて出発するまで滞在したのである。

その間に安龍福に接し彼と言葉を交わした鳥取藩関係者は少なくなかつたであろう。安龍福たちは、気晴らしに外出したいとか酒がもっと欲しいなどの要求もしていたので、そのために苦い思いをさせられた藩の関係者もいたに違いない。その同じ人間が2度目に来た時には、日本語がわからないとか役目上日本語を使わないと言つたとしても、朝鮮語のわかる人間が他にいたのであればともかく（そんな人間はいなかつたはずである）、それでことが済んだとも思われない。

【注4】当時の藩には、藩から江戸幕府への出願や幕閣への進物を行おうとする際に内々に意向を打診して指示を仰いだり内証事の相談に乗ってもらつたりする特定の老中がいた。これを「御用頼老中」「取次の老中」と呼ぶが、鳥取県立博物館の大嶋陽一氏の御教示によると、この時期の鳥取藩の場合は大久保加賀守がその地位にあつたといふ。

以下はまったくの推測だが、この朝鮮船来航事件に関連して幕府から鳥取藩に出された指示の多くが大久保加賀守から伝達されていることも、あるいはそのことと関係があるかもしれない。また別に、朝鮮船の一行に対する幕府の指示が揺れ動いているように見えることも（例：長崎へ回航させよ→そのまま朝鮮に帰帆させよ）、鳥取藩が大久保加賀守に相談した際に聞かされた大久保老中の“個人的見解”と幕閣で評議した結論を大久保老中から指示した“幕府の命令”と鳥取藩側が“老中からの指示”として区別せずに受けとめた（そのように書き留めた）結果なのかもしれない（参照：大嶋陽一・論文「鳥取藩確立期の御用頼老中と旗本——寛文・延宝期『御用入日記』を事例に」：『鳥取地域史研究』第11号所収）。

江戸時代は、幕府も藩も共に自身の領地内における高度な統治権限（警察・司法権、徵税権など）を持つ一種の国家といえる存在であったから、幕府一藩間や藩一藩間の交渉事は、現在の国家間の外交と同じく複雑で時に高度な秘密性を帯びたものとなつた。この安龍福来航事件は、鎖国体制下で起きた外国船の来航事件であり、しかも対馬藩についての訴訟事を鳥取藩から幕府に訴え出ようとするという極めて特殊な外交事案であったから（ただし本文で触れたように、訴訟内容については不明の部分が多い）、幕府・鳥取藩・対馬藩3者の間の交渉や協議が高い秘密性を帯び、その分公的な記録に残せない内容となつたであろうことは想像に難くない。また別に、鳥取藩では当時藩主が在府（江戸参勤）中だったので、藩主から直接の指示をうけながら江戸で幕

府や対馬藩と交渉することが可能であったことも、この来航事件の文書記録があまり残っていない理由のひとつとして考えられるかもしれない。

【注5】この後出された江戸幕府の最終指示は、朝鮮国との交渉（「通用之儀」）は対馬藩以外では取次がないのが「御大法」であるから長崎へも行かせず、鳥取から直接帰国させよというものであった（→本文・5-6参照）。この最終指示への変更は、朝鮮との通交を専管する対馬藩が対馬藩を経由せずに朝鮮船の訴訟を受付けることがないようにと幕府に強力に働きかけた結果である（『竹嶋紀事』第4巻、竹島研究会本、p.172~180）。この最終指示は7月24日に老中・大久保加賀守から鳥取藩江戸藩邸に伝えられ、飛脚で鳥取藩国元に伝達された（『御用入日記』元禄9年8月6日条）。またそれとは別に、対馬藩江戸藩邸から鳥取藩国元に対しても、老中から最終指示が出されたことやそれに伴つて対馬藩が派遣した使者と朝鮮語通訳の一行が朝鮮人と会うことは必要ななくなったことを鳥取藩国元に確認するための（念押しするための）書状が送られた（対馬藩の飛脚は鳥取到着後の滞在中に、安龍福一行が帰帆したという知らせを聞いている：『竹嶋紀事』第4巻、p.177~180）。

また先に幕府の指示で対馬藩から派遣され、下関一岡山一智頭を経て鳥取を目指していた対馬藩の一行（鈴木權平と書役（祐筆）・阿比留惣兵衛それに2人の朝鮮語通訳）に対しては、通訳の必要がなくなったことを知らせるため鳥取藩の使者が送られ、対馬藩の一行とは8月18日に鳥取藩領用瀬宿で往き合つた。事情を告げられた対馬藩の一行は、そのまま鳥取城下に至ることなく引き返えした（『竹嶋紀事』第4巻、p.182、また鳥取藩『御用入日記』8月18日条。ただ後者の記事では、対馬藩の一行は鈴木權平並びに通訳両人の3人となっている）。

【注6】元禄9年の『控帳』の場合、月ごとの記載量で最も多いは12月の18丁・35ページ。その反対に最も少いのがこの6月の2丁・4ページ。6月に次いで少ないのは、1月と4月の5丁・9ページである。この年の月平均の記載ページ数は15.3ページであった。また本文に記したように安龍福の一行が賀露から鳥取城下入りしたのは6月21日だが（『因府年表』による）、『控帳』では19日の後は23日に日付が飛んでおり21日の記載はない（→次ページの図5参照）。

【注7】『御用入日記』（元禄9年7月22日条）には次のように記されている。文中の下線部から、その時点で安龍福らが湖山池の中の青島に移されていたことはわかるが、この記事にはそれ以前に彼らが鳥取城下の町会所にいたことや青島に移された日付など途中の経緯は何も書かれていません。
「朝鮮人^{さきこくじん}從^{さまで}御國江龍^{まわりと}越^こ、小山池^{こやまいけ}之内青島江波^{おきなみ}道置^{おおきなみ}、番人等附置有^{これあるにつき}之付^{つけ}、此度和田瀬兵衛作廻人ニ被^{これをおせつけらる}仰付^{おあひだす}之^{これ}、於^{おやぢ}御^ご櫛^{くし}御家老申^{めい}渡^{わた}之^{これ}」

【注8】この時の老中奉書ではないが『竹嶋紀事』第3巻には、前に本文で引用した鳥取藩と対馬藩の江戸留守居同士の会話に出ていた（御先代より（鳥取藩へ）仰せ付け置かれ候 御奉書）の^{うし}が、対馬藩からの求めに応じて翌日手渡され、同書に収載されている（この老中奉書の発行年は不明だが日付は2月12日である：『竹嶋紀事』第3巻、p.166）。

その老中連署奉書の充所（宛名）は「松平相模守」となっているが、これは来航事件当時の鳥取藩主・池田綱清（伯耆守）の父で前藩主だった池田光仲のことである。また奉書に連署している3人の老中の中で一番遅く老中となったのは「阿部対馬守重次」（寛永15〔1638〕年11月、老中就任）であるが、彼は3代将軍徳川家光の死に際して殉死している（慶安4〔1651〕年

4月)、この奉書は阿部重次の老中 在職期間に出されたものと考えられる。

次にその奉書の内容を見ると、①異国船が領内の浦に「訴訟之儀」があるといつて到來した場合には、長崎奉行に訴え出るよう話し（「長崎以^{おき}奉行人可遂^{そし}訴訟旨^し相含^{むす}ミ」）、案内者を差し副えて長崎に行かせること、②その地で訴訟をしたいという場合には、番の者を付け置いた上で大坂町奉行・長崎奉行などに早々に注進すること、③長崎には行（→次ページへ続く）

[図5]『控帳』の元禄9年6月の一部（6月の第2ページ目の最初から3ページ目の途中までの部分）

* 16、19日はいずれも「今日依為御用日、例之諸役人式部宅江寄合申事」の1行で済まされている。14日に朝鮮人を賀露・東禅寺に呼び寄せたことまでは、幕府に届け出していた。



《→前ページ5行目からの続き》かないといつたり船を入港させず沖に停めていたりする場合などは、帰帆するように話し（「可帰帆之旨含ミ」）何もかかわり合いにならないこと（「被相構間敷候」）等の指示が伝えられている

また上掲の老中奉書との直接の関連は確認できないが、鳥取藩『御船手御法度』の中に外国船（「異国船」）に関する注意事項を示した法度がいくつか収載されている。その最初の例である明暦3（1657）年9月2日の法度は、次のようなものである。

「一、異国船沖に相見候ハヽ、早速鳥取え注進可^{つかまつるべくそう}仕^じ候、自然陸近く相見候ハヽ、北方船ニ^{かみがたぢん}乗龍出、様子見届、早々可^{ちゅうしんせんぱい}令注進事
一、異国船難風にあひ、破損候て、若異国人陸え遁^{のぶ}上候ハヽ、異国人氣遣不^{きづかいつかまつらざるよう}仕^じ様三、番等念を入付置、早速可^{のぶ}教注進事
一、異国船ニ不限、不審なる船沖ニ有^あ之、はし船など陸え差越本ニ候ハヽ、様子見届、急可^{いそぎ}令注進事
一、異国人不^ふ國來り候て、訴訟之事等申^{もうし}候ハヽ、近辺に奉行人^{こひにん}在之候間可^か申^{もうしつかわすべきよしことわ}遣由^ゆ理候て、少もあらたてす可^{のぶ}令注進候、若當座ニ至、人あまた入事在之ニおゐてハ、先隣鄉之者呼あつむへき事
一、他國船たりといふとも、破損候ハヽ、隨分精入、肝煎可^{きもいりつかわすべき}遣事
右之趣、加路・浦住・泊・浜目、右四ヶ所えは、壁書書付^{つけられ}遣、其外浦々御番所え申渡候様、次太夫え申渡ス」（『御船手御法度』第6号文書：『藩法集・10・続鳥取藩』所収、p.541）

鳥取藩『御船手御法度』の外国船に関する法度は、この後元禄13（1700）年（第11号文書）、享保18（1733）年（第21号）等にも出されているが、内容は明暦3年の法度とほぼ同じである。なお念のため言い添えれば引用文中の「異国船」は外国船のこと、「他國船」は自己（自藩）の船ではない日本船のことである。

安龍福一行に対する対応が『竹嶋紀事』の通りだったとすれば、朝鮮船が最初に来着した伯耆国赤崎における初期の対応は、上の「異国人不^ふ國來り候て、訴訟之事」を申し出た時には「少もあらたてす」（荒立てず）注進せよという指示通りにことを運んでおり（*）、上記の老中奉書や御船手御法度の指示・注意にほぼ沿ったものだったといえると思う。

（*）本文で引用したように、赤崎に着いた安龍福は駆けつけた藩の役人から〈因幡へは行くに及ばず〉と諭されると腹を立て「水竿」で藩の者を「打倒」して脅したと報告されているが、現場では荒立てることなく穏便に対処した様子である。

《補論3》『隱州視聽合紀』の解釈をめぐって

日本側で現在の竹島=独島のことについて言及した最初期の記録とされる『隱州視聽合紀』(序文:寛文7〔1667〕年)【注1】には、その卷一「国代記」に書かれている「竹島」(現在のウルルン島)が日本領に含まれると解釈できるか否かをめぐる論争があり、日韓の歴史研究者の間でも文献解釈の当否について議論が行われてきた。

ここではまずその論争のもとになっている同書「国代記」の巻頭部分を原文(漢文体)のまま引用し、その後に論争の焦点になっている箇所についての読み下し文を示しておく。

(原文)

「隱州在北海中、故隱岐嶋〔割注:按倭訓海中、言遠幾故〕名歟。可其在巽地言島前也。知夫郡・海部郡属焉。其位震地言島後、周吉郡・穩地郡焉。其府者周吉郡南岸西郷豊崎也。從是南至雲州美穂関三十五里、辰巳至伯州赤崎浦四十里、未申至石州温泉津五十八里、自子至卯無可往地。戌亥間、行二日一夜有松島、又一日程有竹島〔割注:俗言磯竹島、多竹魚海鹿〕。此二島無人之地。見高麗如自雲州望隱岐。然則日本之乾地、以此州為限矣」(以上は『日本庶民生活史料集成』第20巻所収、p.266より引用)

*巽は南東、震は東、戌亥=乾は北西の各方角を意味する。

(下線部の読み下し)〈この二島無人の地。高麗を見ること雲州より隱岐を望むが如し。
然れば則ち日本の乾地、この州をもって限りとなす〉

上の下線部にある「此二島」(「竹島」と「松島」)が“日本領の島”といえるかどうかについては次に例示するように相反する二通りの解釈がなされ、研究上の論争が続いてきた。

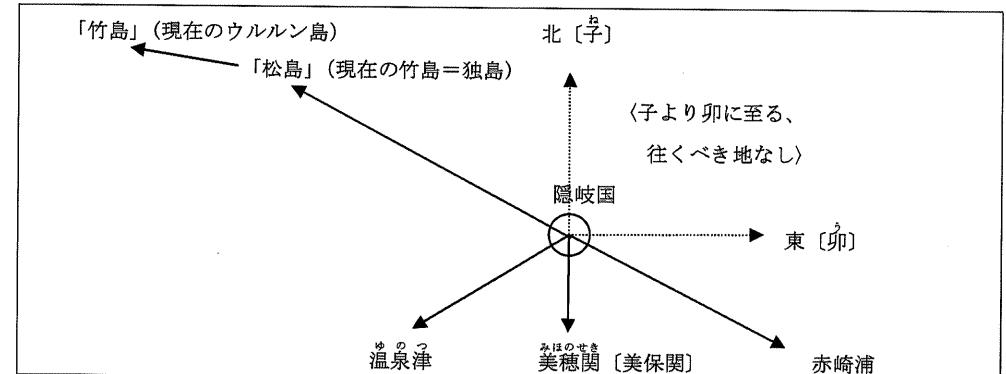
- ①「韓國側の指摘のように、隱州を日本の境域の限界とのべたものと解すべきであろう」(梶村秀樹「竹島=独島問題と日本国家」:梶村『著作集』第1巻所収、p.338)
- ②「『此州』がどこの島を指しているのかは明白である。隱岐島を基点に乾(北西)の方角にあって、最も朝鮮半島に近い『州(島)』といえば『国代記』の中では竹島(鬱陵島)の他にはない。・・(中略)・・ここでの『然らば』の役割は、雲州(出雲)より隱州(隱岐島)を望むがごとく、竹島(鬱陵島)から高麗(朝鮮)が望めることを強調することにあるからである。そして、日本領から高麗(朝鮮)が望めるのは、『国代記』の中では鬱陵島だけである」(下條正男『竹島は日韓どちらのものか』、p.170、171)

①では、著者は隱岐国を日本領の北西の境界と考えており「松島」「竹島」はその外側に位置するから日本領の島とは思っていないかと解釈しているが、②の方はこの2島までを含めて日本領内と認識されていたと主張している。次節以下においてこの双方の見解の当否を検討していくが、その際にはこの下線部分の文意を正確に解釈するだけでなく、それを著作全体の中に据え直して広い視野から見ていくようにしたい。また併せて②の解釈のカギとなっている「州」の字の理解についても検討しておきたい。

1. 著作全体の中での位置付け

結論を先に述べておくと、『隱州視聽合紀』の著者は卷一「国代記」の巻頭にあたる前掲の引用個所で隱岐国周辺の地名を書き出し隱岐国の地理的位置付けを試みているだけであって「竹島」を日本の北西限だと主張しているわけではない。この著作の巻二以降にある各村の地誌にも2島を隱岐国のどこかの村に属する島として扱った項目や記述はないし、その点は20年後に書かれた『増補隱州記』(貞享5〔1688〕年)でも同様である【注2】。

以上のこととは「從是南至雲州美穂關・・・」以下を図にしてみれば一目瞭然で、この部分が隱岐国の地理的な位置関係を読み手に想い描いてもらうために隱岐国を中心と据えてその周囲の地名を列挙していること、「松島」「竹島」もそうした地名の一環として書き出されていることが容易に見て取れると思う(→下図参照)。また「然則日本之乾地、以此州為限矣」(大意:そうであればすなわち、日本の北西の地は「此州」を境界とする)という一節は、この隱岐国の地理的位置付けに関する文章を締めくくるものとして文末に置かれているのである。



なお「日本之乾地」に関連して、卷二の周吉郡元谷(元屋)村の項にある古い祭の話にも若干触れておきたい。

この地誌の著者は、元谷村の八王子社の日神とその向いにある常楽寺の月神とが3年に1度会する「日月の祭」があると紹介した後に考案を書き添え「按、此日月之祭古之遺法歟。書日、昧谷 黃餞納日。本朝亦曾行此礼歟。隱州戌亥之極地昧暗也。與元音相近也。上古於此地餞納日」(『日本庶民生活史料集成②』p.270~271)と記している。

この按の文章には後半に意味のとりにくい所もあるが、元谷の「日月之祭」が古代の祭祀の姿を今に伝えるもの(「古之遺法」)と思われること、また隱岐国は北西の最果ての地(「極地」)で「昧暗」であること(昧も暗も語義は暗いこと。「昧谷」は“日が沈む所”的)、以上2ヶ所の意味はほぼ理解できると思う。著者は、隱岐国が日月之祭という古い日本の祭礼を残していることと隱岐国が日本全体から見て日の沈む「昧暗」の地、すなわち西の果てに位置することを関連づけて考察しているが、そこに見られる「隱州戌亥之極地」という認識が「日本之乾地、以此州為限矣」と同根のものであることは明らかであろう。

2. 「州」の字の解釈について

下條正男はこの補論の冒頭に引用した②の説明文で「此州」の州の字を島の意味だと解釈し、この場合にはそれが「竹嶋」を指していると述べているが、それには以下に述べるような難点があり、誤りであるといわざるを得ない。

確かに「州」の字には「億岐洲」(おきのしま:『日本書紀』神代上)や三角州のように「洲」や「州」と書いて「しま」と読ませたり、またその意味で使ったりする用例がある。だがそれとは別に、国名(いわゆる旧国名)を漢字2文字で「〇州」と表わす日本語の慣用的表記がある。そして『隱州視聴合紀』が書かれた江戸時代には、後者のような「〇州」の使い方がごく普通に行なわれており、それが日本語の常識となっていたのである。

ここでは具体的に、冒頭で引用した「国代記」で使われている用例を検討しておこう。「隱州在北海中」から始まり「以此州為限矣」で終わるこの漢文体の書き出し部分には「〇州」が全部で6回使われている。その内の5回は、隱州、雲州(2回)、伯州、石州といった特定の国を表すもので、残りの1回が「此州」である。

まず「雲州美穂関」とそれに続く「伯州赤崎浦」「石州温泉津」の3例については、それぞれが本州側の地名と結びついていることからも「〇州」を島の意味に解釈すること不可能で、それぞれが「出雲国」「伯耆国」「石見国」を意味することは明らかであろう。

次に、文の冒頭にある「隱州在北海中」の隱州も、その「国代記」という卷一の表題自体からも想像できるように「隱岐国」に関する文章だからそのように書き出されているのである。またこの隱州が「隱岐国」の意味であることは、この書き出し部分に続く文章の中の一節「そのときは其府者周吉郡南岸西郷豊崎也」(大意:その国府は・・西郷豊崎である)を見ればいっそう明らかとなるはずである。この場合、隱州を「隱岐島」と解釈したのでは「其府者・・」の「其」という指示代名詞が指す国名と結びつかず(隱岐国の国府は・・西郷豊崎にある)という文意が正しく理解できることになるからである。

残りの「此州」は、隱岐国の地理的概要を述べた文章全体の結びの文言として文末に置かれていることやその〈日本の西北の地は「此州」が境界(「限り」)となっている〉という文意から、「此」という指示代名詞が卷一「国代記」全体の主題である隱州すなわち「隱岐国」を指していることは明らかであろう。

これに対して下條正男の解釈では「〇州」のうち雲州・伯州・石州の3例については「出雲」「伯耆」「石見」として国名から國の文字を省き、隱州については「隱岐島」として島の文字を加え、さらに此州については〈「此州」がどこの島を指しているのかは明白である〉(冒頭の引用②)と述べて、始めから(説明をつけずに)島の意味であることを明示している(下條・前掲書、p. 168~170)。

つまり下條は「〇州」をひとまず日本語の慣用に従って国名を意味するものと解釈しながら「隱州」と「此州」については州を島の意味に解釈しているのである。しかしこの「国

代記」の冒頭部分はさほど長い文章ではなく、本稿の引用でも6行分に過ぎない。そんな長さの文章の中で6回(下條が拠ったテキストでは「自雲州望隱岐」の箇所が「——隱州」になっているため7回)使われている「〇州」の解釈を2つに使い分けるべき合理的な理由は見い出せないし、下條自身も何も説明していない。

念のために言い添えると、この『隱州視聴合紀』という書名にある「隱州」も隱岐島ではなく隱岐国を意味する。そのことについては、この書物の「国代記」「周吉郡」といった巻の表題や本書の構成全体を見る上で容易に理解されるはずである(→下の表2)。

すなわち卷一「国代記」は、全4巻で構成される『隱州視聴合紀』の導入部で隱岐国総論(総説)の内容となっており、巻二以下には各論として隱岐国4郡の地誌を、郡ごとに村々を巡る形で叙述しているのである(地誌の叙述は巻二・周吉郡西郷から始まり、巻四・海部郡豊田湊に至る)。この書物がこのような構成をとっているのは、隱岐国全体の地誌を〈国一郡一村〉という当時の行政単位に従って記述しているからである。

しかし、それでもなお「隱州」が「隱岐島」の意味であると主張できそうに思えるとすれば、それは隱岐国領域がたまたま隱岐島(より正確には隱岐諸島)と重なっているためであろう。だがそうした例は、隱岐国以外には対馬国、壱岐国、淡路国、佐渡国の4カ国しか見い出せないので、それを日本全体に適用することはできず、もとより無理な解釈といわざるを得ないものである。

[表2]『隱州視聴合紀』本文の構成(『日本庶民生活史料集成』第20巻収載本による)

	巻の表題	内 容	文 体
卷一	国代記	隱岐国総論、著作全体の導入部 ①「隱州在北海中、・・」 ②「民部図帳日。・・」 ③「古老伝日。・・」	漢文体
卷二	周吉郡	郡内の村々の地誌	和文体
卷三	穩地郡	郡内の村々の地誌	和文体
卷四	嶋前記	知夫・海部両郡内の村々の地誌	和文体

*卷四の巻末に「延喜式神名帳隱岐国」「國中仏寺」「知夫郡焼火山縁起」「文覚論」「名所和歌」が附載されている。またこの他に隱岐国4郡の地図が付されている。

なお池内敏は『隱州視聴合紀』で使われている「州」の字の使用例の検討を行なった結論として、上述の「此州」は「隱岐国」としか読みようがなく著者が「此二島」を日本の版図外と認識していたことは明らかだと結論付けている。ただ池内は「松島」「竹島」の2島を朝鮮領と認識していたとまでは言えないとして、この書物を竹島領有権問題の歴史的

根拠を示す著作として議論することに反対している（池内敏・前掲書、「補論5」）。また別に内藤正中は、『隱州視聴合紀』は「竹島渡航禁止」以前に書かれたものであるから「竹島」を日本の西北境と思って記述したことは当然であるとしている（内藤正中『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』、p.122）。

（追記）本補論の論述に当たっては、上記の池内敏・前掲書の所論から多くの示唆を得た。

【注1】『隱州視聴合紀』の著者について『日本庶民生活史料集成』の解説では「隱岐島を巡見した幕臣何某の手になるもの」とするが、著者は松江藩士で寛文7（1667）年隱岐国郡代として赴任した斎藤勘助（豊宣）である（永海一正『隱岐の歴史』p.83）。なお著者として名前があげられることがある斎藤豊仙は、勘助の子で父の書いた『隱州視聴合紀』を増訂した人物であるという。また『隱州視聴合紀』諸写本は、勘助が書いた原著書の系譜をひくものと豊仙による増訂版の系譜のものとの2つに大別されるようだ（詳しい考証は、池内敏・前掲書、p.330～332を参照）。

【注2】『隱州視聴合紀』の本文中で「竹島」または「磯竹島」についての言及が見られるのは2ヵ所である。まずこの補論の冒頭に引用した卷一「國代記」の中の「竹島」の割注部分（「俗に言う磯竹島。竹魚海鹿多し」）、次いで卷三「穩地郡」南方村の項に、富浦（=福浦）という小村の地先1町ばかりの沖に浮ぶ孤島に弁財天が祭られており「磯竹島に渡る者、是に於て泊して晴を量り、風を占ふ。又、其帰帆の恐（アラシ）〔急の誤記か？〕なき事を祈る」とある個所である。

以上の記述のされ方は、どちらも隱岐国的位置付けや福浦の弁才天に関する説明文の中で一言言及されているにすぎず、「竹島」を隱岐国4郡のいずれかに属する島として扱っているものとはいえない。

また別に『隱州視聴合紀』の巻四巻末に付載された「知夫郡燒火山縁起」の中で1ヵ所「磯竹島」の名が出てくる次のような話がある（『日本庶民生活史料集成』第20巻所収、p.286）。

（元和4（1618）年3月に伯耆国の商人村川氏（原文では「村川民」とあるが氏の誤写であろう）の船が焼火山の神符をいただいて（「自宮賜朱印」）。なおこの箇所については、依拠するテキストによっては「自宮一」が「自官一」と書かれており「朱印状=渡海免許状？をいただいて・・」と解釈できるものがある）磯竹島を行ったが、暴風に遭って朝鮮（「高勾麗」）に流された。日が暮れて港の方角が判らなくなつたとき船頭が焼火山の神に祈るとたちまち漁火が見えそれに導かれて助かった（「日暮不知津。船隻念燒火山。忽有漁火、得入其津」）、帰国後ますます焼火山の神を尊崇するようになった。

隱岐国4郡に関する記録としては『隱州視聴合紀』以外に『増補隱州記』がある。これは、貞亨4（1687）年の郷帳（村ごとに作成された徵租台帳）の内容を集成したものであるが、島についてはそれが属する村のところに項目を立て、島名と島周りの町数（島の周囲の長さ、すなわち島の大きさ）や岸から島までの距離、産物等が記載されている。しかしこの記録の中に磯竹島を自村の島として扱っているところはなく、わずかに「越智郡南方村」の「弁財天」の項に「此社ニ而磯竹島江渡ル舟順風を祈り、帰帆茂又急なき事を祈ル」（『新修島根県史』史料篇2、p.204）と単に島名が記されているだけである。

第5章 明治維新期の「竹島／松島」をめぐる問題

5-1 島名の入れ替わりと混乱

江戸時代後期の日本では、同時代の西洋の地図と比べても遜色のない「伊能図」のような精密な日本地図を作製できるようになっていた。一方、東アジアや全世界の地図については、鎖国体制下で日本人による調査や見聞は不可能だったため、オランダ、中国経由で海外の地理学書、地図帳、航海記などを輸入してそれらを翻訳・研究しながら日本製の地図を作成する方法がとられていた。以下で述べる「竹島」「松島」の島名の入れ替わりと混乱は、こうした江戸幕末・明治維新期における世界知識の吸収の過程で生じたものである。

シーボルトの日本地図

「竹島」「松島」の島名混乱の原因は、具体的には長崎のオランダ商館に勤務した医師・シーボルトが帰国後ヨーロッパで刊行した日本地図にあったとされている（→表3参照）。

シーボルトは、帰国後日本滞在中に入手した地図類と収集した地理情報を総合して極めて精度の高い日本地図を作製・刊行したが、日本海に浮ぶ「竹島」「松島」の2島については、18世紀にヨーロッパ人が同じウルルン島についていた2つの島名「ダジュレー島」と「アルゴノート島」の名を、それぞれに当たると考えて併記したのである。シーボルトは、ヨーロッパ人の発見者によって記録された「ダジュレー島」と「アルゴノート島」の経緯度が異なっていたため同一の島のことだと気づかず、西側（朝鮮半島寄り）の経緯度が記録されたアルゴノート島を「Takasima（竹島）」、東側（日本列島寄り）のダジュレー島を「Matusima（松島）」としたのであった（現在の竹島=独島である「松島」の方は、まだヨーロッパには知られていなかった）。

ところが1850年代にロシア船やイギリス船が別々に観測してアルゴノート島（シーボルトの地図の「竹島」）の位置（経度・緯度）には島がないことが確認されたため地図から抹消され、結果的に欧米製の地図においては朝鮮のウルルン島（鬱陵島）がダジュレー島とされ、その別称が「松島」ということになったのである。こうして島名が確定された欧米製の地図や海図は、明治時代になると外国との接触が多かった外務省や海軍関係を中心取り入れられて広く使われるようになったため、ウルルン島の別称（日本名）を「松島」とする地図情報が全国的に普及していったのである。

しかし山陰地方の人々は、おそらく江戸時代前期の渡海禁止令後も「竹島」への密航や密貿易が断続していたためと想像されるが、明治時代になってもウルルン島のことを「竹島」と呼び続けていた。このような事情から東京の官公庁や海軍関係者たちがウルルン島の日本名を「松島」と呼ぶようになったのに対して、山陰地方の人々は同じ島を「竹島」と呼び続けるという島名の混在=混乱が起きたのである。他方現在の竹島=独島に当たる江戸時代の「松島」の名は存在感が乏しかったためであろうか、明治時代になると使われ